

報道機関各位

発信日	令和6年10月15日	担当者名	中村 成顕
担当課	環境課	電話番号	0942-85-3557

鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー“認定式”

認定企業へ認定証を授与

事業内容	<p>鳥栖市は、令和5年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この実現のために、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの立場でできることから行動を始めることが必要です。</p> <p>このことから、令和6年5月30日、事業者を対象とした「鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー制度」を施行いたしました。</p> <p>つきましては、次の通り、「鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー」の認定式を実施いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">●日時 令和6年10月29日（火曜日）10時00分～10時50分●場所 鳥栖市役所3階大会議室●出席者 鳥栖市長 鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー認定事業所（15社程度）●内容 ①事業者紹介 ②ゼロカーボン推進パートナーの認定証の授与 ③写真撮影等
------	--

添付資料	鳥栖市ゼロカーボン推進パートナーの募集チラシ
------	------------------------

関連サイト	
-------	--

鳥栖市ゼロカーボン推進パートナー



を募集します



「ゼロカーボン」を
一緒に目指そう！

鳥栖市は、二酸化炭素排出量を2050年度までに実質ゼロにすることを目指して、令和5年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。この実現のためには、それぞれの立場でできることから行動を始めることが必要です。事業活動においても、環境に配慮した経営への転換が取引や融資の場でも求められ始めています。

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいただける事業者のみなさんを鳥栖市のパートナーとして認定し、一緒に取組を進めていきたいと考えております。

「何から始めていいかわからない」という方も、省エネやごみの削減など、できることから始めて、一緒に「ゼロカーボンシティ」の実現を目指してみませんか？

● パートナーのメリット

- ・鳥栖市ゼロカーボンシティ推進パートナー認定証を交付
- ・鳥栖市ホームページで事業者名等を紹介
- ・先進的、効果的な取組を実施する推進パートナーの表彰
- ・推進パートナーを対象としたセミナーのご案内
- ・環境にやさしい経営に役立つ補助金情報等を配信等

● 対象者

鳥栖市内に事業所・工場、店舗等を有する事業者等

※鳥栖市外からの申請を希望される方はご相談ください。

● パートナーの要件

脱炭素につながる“3つ以上”の取組を実施していること、
または1年以内に実施する予定があること

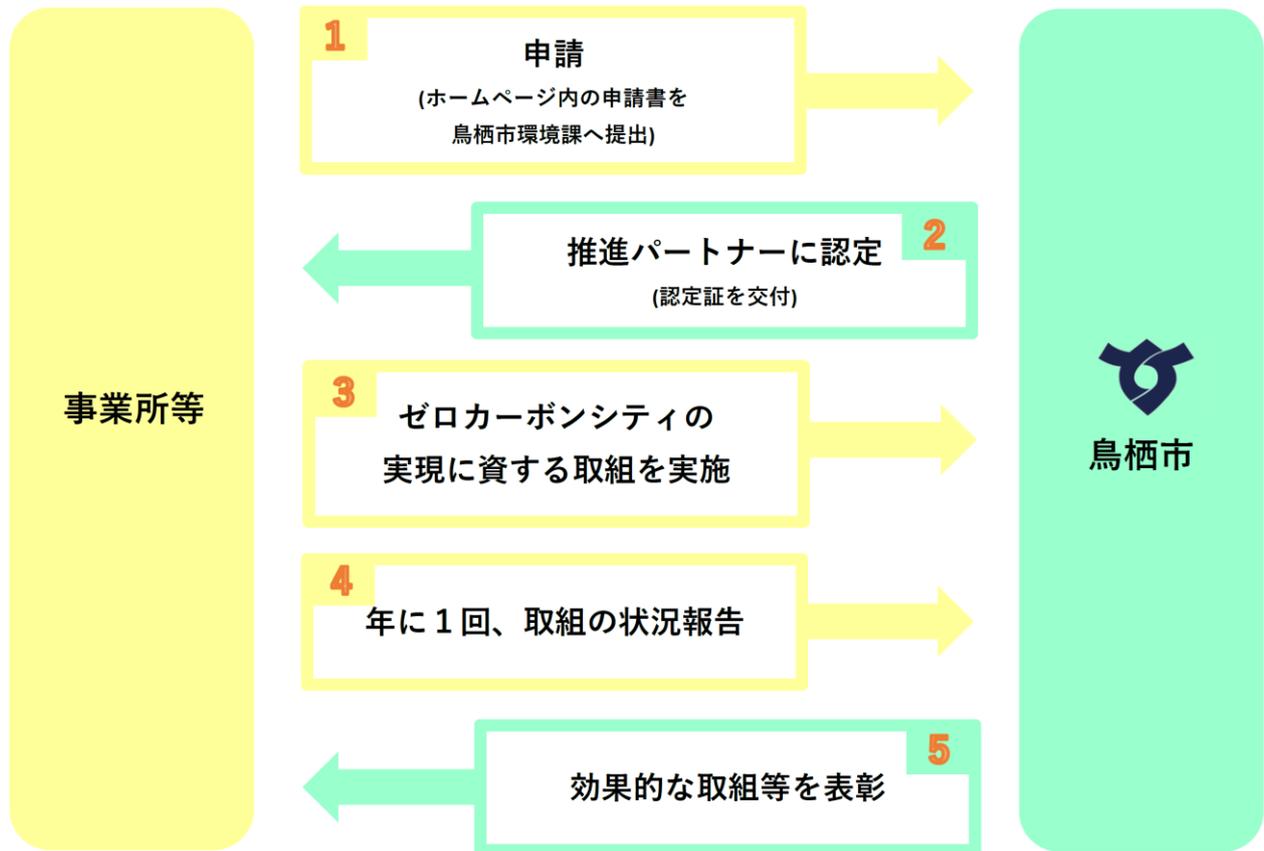
- (例)
- ・クールビズ、ウォームビズの実施
 - ・照明、冷暖房の使用抑制
 - ・省エネ性能の高い設備機器の導入
 - ・太陽光発電設備の導入
 - ・エコドライブ
 - ・公共交通機関、自転車の利用促進
 - ・リサイクルの促進
 - ・食品ロスの削減
 - ・職場や地域での環境意識醸成
 - ・森林保全活動への参加
 - など

● その他の条件

- ・暴力団等と関わりがないこと
- ・特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと
- ・法令違反その他登録するにふさわしくない事実がないこと

裏面へつづく➡

● 申請実施の流れ



(よくある質問)

Q：パートナーの認証における申請手続きは“毎年”しなければならないか？

A：毎年手続きする必要はありません。2030年3月31日までの認証となります。

Q：どうやって取組を報告するの？

A：年度ごとの取組の状況を、翌年度の6月30日までに報告書（様式あり）により報告いただきます。

Q：取組んでいる活動が脱炭素につながっているかわからない。

A：鳥栖市環境課へご相談ください。



※その他詳細につきましては、ゼロカーボンシティ鳥栖ポータルサイト【ゼロカーボン推進パートナーの募集】を御確認ください。

<https://www.city.tosu.lg.jp/site/zerocarbon/80454.html>



問い合わせ先：鳥栖市 環境課 温暖化対策室 ゼロカーボン推進係 TEL：0942-85-3557